

SOY Shop 組込みに関する業務委託契約書

2010.01.19

SOY CMS・SOY Shop 利用企業（以下「甲」といいます。）、および、株式会社日本情報化農業研究所（以下「乙」といいます。）は、甲の乙に対する EC サイト構築に関する一部業務委託につき、下記の通り合意します（以下「本契約」といいます。）。

第 1 条(契約の目的)

甲は、本契約に定めるところにより、別途定める要項所定の EC サイト構築に関する一部業務を乙に委託し、乙はこれを受託するものとします。

2. 甲は乙に対し、本件業務委託の対価として、別途定める要綱「2. 委託料」所定の金額を支払うものとします。

3. 甲及び乙は、本件業務の遂行には甲乙双方の共同作業及び分担作業が必要とされることを認識し、互いに役割分担に従い分担作業を誠実に実施するとともに、相手方の分担作業の実施に対して誠意をもって協力するものとします。

第 2 条(本件業務の内容)

甲が乙に委託する本件業務は、次の各号に定める通りとします。サイト要件は別途定める要項の通りとします。

(1) サイト設計補助業務

甲のサイト設計に対して助言を与える業務。

(2) サイト構築業務

甲の用意するデザイン・画像・HTML・CSS を基にして、EC サイトを稼動可能な状態にする業務。デザイン・画像・HTML・CSS の作成はこれに含まないものとします。JavaScript に関しては原則甲の担当としますが、必要に応じて乙はこれを補助することとします。

(3) 環境構築業務

SOY Shop の動作確認を満たすサーバに、SOY Shop 並びに SOY CMS をインストール・セットアップする業務。サーバ自体の環境構築・セットアップ作業はこれに含まないものとします。

第 3 条(甲の役割分担)

本業務の遂行にあたり、甲は本契約の各条項の定めに従い、次の各号に定める役割を分担するものとします。

(1) サイト設計業務

(2) デザイン・画像・HTML・CSS・JavaScript 作成業務

(3)環境構築業務

Web サーバ、データベースサーバ、通信環境等 EC サイト開設に必要な環境の構築もしくは調達業務。

(4)その他 EC サイト納品に必要な業務

EC サイト納品に必要なドキュメント、解説書、トレーニングの提供等が必要な場合、甲がこれを分担し、乙はそれを補助する事とします。

(5)その他、本契約の他の条項で定める事項及び乙が要請した作業への協力

第 4 条(納入)

本契約にかかる EC サイトが公開、もしくはアクセス制限の解除のみで公開可能な状態になることを以って納入とします。

第 5 条(スケジュール管理)

本件業務の納入は、契約締結から 90 日以内に行うことを目標とします。

2.本件業務の納入が、甲の責により契約締結から 90 日を超える場合、90 日を経過した翌日を以って納入が行われたものとします。ただし本件業務そのものは引き続き遂行されるものとします。

3.本件業務の納入が、甲の責により契約締結から 180 日を超える場合、乙はそれ以降本契約に関し一切の責を負わないものとします。

第 6 条(委託料の支払)

本件業務の委託料に関して、全額の 50 パーセントを甲は契約時に着手金として乙に支払うものとし、残りの 50 パーセントを納入時に乙に支払うものとします。

2.乙の責によらず本件業務が中止になった場合(前条第 3 項に定める場合も含む)、乙は着手金返還の義務を負わないものとします。

3.委託料は乙の指定する銀行口座に振り込むものとします。消費税相当額及び振り込み手数料は甲の負担とするものとします。

第 7 条(仕様の確定・変更)

本契約締結後、甲は乙の協力のもと、できるだけ早急に本契約にかかる EC サイトの仕様を確定しなければならないものとします。

2.甲から乙にサイト仕様及びデザイン・HTML・CSS の通知・送付が仮のものである旨の通知なしに行われた場合、受取から土曜・日曜・祝日ならびに甲乙間で定める休日を除く 5 日以内に変更の申し入れが無ければ、当該仕様・デザイン・HTML・CSS は確定したものとします。5 日経過以後変更が必要

な場合、変更にかかる費用は、甲からの要請による場合は甲の、乙からの要請による場合は乙の負担とするものとします。

3.乙から甲に仕様に関し提案を行った場合、甲が当該提案を受け取った後、土曜・日曜・祝日ならびに甲乙間で定める休日を除く5日以内に甲から連絡が無ければ、当該提案に関し甲の同意があったものとみなします。

第8条(利用許諾・権利帰属)

甲の作成したデザイン・画像・HTML・CSSその他のファイルの権利は甲に帰属します。

2.SOY ShopならびにSOY CMSの権利は乙に帰属します。甲は本契約とは別途、SOY ShopならびにSOY CMSの利用許諾を乙から受ける必要があります。

3.本件業務に係り新規に乙が開発したソフトウェアに関しては乙に権利帰属しますが、甲は自己の使用の目的の範囲でこれを自由に改変・利用することができるものとします。かかる改変に関しては甲は乙の許諾無く第三者に委託することができるものとします。

4.本件業務にかかるとECサイトならびにSOY CMS、SOY Shopにおいて第三者に権利帰属するソフトウェアが使用される場合、甲乙は当該ソフトウェアのライセンスを遵守する義務を負います。

第9条(瑕疵担保責任)

本件業務の納品後、瑕疵が発見された場合、甲及び乙はその原因について協議・調査を行うものとします。協議・調査の結果、当該瑕疵が乙の責に帰すべきものであると認められた場合、乙は無償で補修・追完を行うものとし、乙の責に帰すべきものでないと認められた場合には、甲は協議・調査によって乙に生じた費用を乙に支払うものとします。但し、本項による乙の責任は本件業務の納入日から180日以内に請求があった場合に限るものとします。

第10条(損害賠償)

甲及び乙は、本契約の履行に関し、相手方の責に帰すべき事由により直接の結果として現実に被った通常の損害に限り、相手方に対して累計・総額で本契約委託料を超えない範囲で損害賠償を請求することができるものとします。

第11条(秘密情報の取扱い)

甲及び乙は、本件業務遂行のため相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、相手方が特に秘密である旨書面で指定した情報（以下「秘密情報」とよびます。）を第三者に開示又は漏洩してはならないものとします。但し、次の各号のいずれか一つに該当する情報についてはこの限りではないものとします。

(1)秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報

- (2)秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- (3)相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
- (4)本契約に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
- (5)相手方から次項に従った秘密情報である旨の表示がなされず提供された情報

2.甲及び乙は、秘密情報を相手方に提供する場合、秘密情報の範囲を特定し、秘密情報である旨の表示を明記して行うものとします。

3.秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとし、当該秘密情報を第三者に開示する場合は、事前に相手方からの書面による承諾を受けなければならない。但し、法令の定めに基づき又は権限ある官公署から開示の要求があった場合はこの限りではありません。

4.甲及び乙は、第2項に基づき相手方より提供を受けた秘密情報について、本契約の目的の範囲内でのみ使用し、するものとし、複製、改変を行う場合は、複製および改変についての記録を取り、相手方から請求があった場合は右記録を相手方に開示するものとします。

5.サーバのユーザ名、パスワード、接続情報に関しては納入後速やかに甲において変更するなどの処置を取る事とします。

6.秘密情報に関しては、本件業務終了後速やかに破棄もしくは返却するものとします。

7.本条の規定は、本契約終了後、3年間存続するものとします。

8.秘密情報のうち個人情報に該当する情報については、次条の規定が本条に優先して適用されるものとします。

第12条（個人情報の取扱い）

甲は乙に対し、甲の有する個人情報（特定の個人を識別できる情報をいう。以下同じ。）の管理を委託する場合、当該個人情報を特定し、個人情報である旨を明示しなければならないものとします。

2.乙は個人情報の委託を受けた場合、当該個人情報の管理に必要な措置を講ずるものとし、当該個人情報を第三者に提供してはならないものとします。

3.乙は、第1項に基づき甲より委託を受けた個人情報について、本契約の目的の範囲内でのみ使用し、複製、改変が必要な場合は、事前に甲から書面による承諾を受けるものとします。

4.第18条第1項にかかわらず、乙は甲より委託を受けた個人情報の管理を再委託してはならないものとします。但し、再委託につき、甲の事前の承諾を得た場合はこの限りでないものとします。

第13条(保守)

本件業務納入後、甲がかかるECサイトのシステムに関し保守を必要とする場合、別途乙と保守契約を結ぶことができるものとします。

第 14 条(権利譲渡の禁止)

甲及び乙は、互いに相手方の事前の書面による同意なくして、本契約の地位を第三者に承継させ、あるいは本契約から生じる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し若しくは引き受けさせ又は担保に供してはならないものとします。

第 15 条

本契約に関し、訴訟の必要が生じた場合には、京都地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

第 16 条

本契約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、信義誠実の原則に従い甲乙協議し、円満に解決を図るものとします。

EC サイト構築業務委託要項

1.構築パック対象サイト要件

- ・トップページ 1
- ・商品一覧 1
- ・商品詳細 1
- ・フリーページ無制限
- ・商品数 1000 点まで(CSV ファイルが必要)
- ・カテゴリ登録
- ・カスタム項目設定
- ・各種設定(メールサーバ、文言など。サーバそのものの準備は含まない)

※ブログ等、SOY CMS で構築される部分はパックの対象外です。

2.委託料

250000 円 (消費税別)